

2013年3月19日

関係各位

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社

米国公認会計士協会 保証業務基準書第 16 号(SSAE16)に基づく 検証の実施について

このたび野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社では、米国公認会計士協会保証業務基準書第 16 号(Statement on Standards for Attestation Engagement No.16、略称 SSAE16)に基づき、独立受託会社監査人が内部統制の評価を実施し、対象業務に係る内部統制が対象期間を通じて、統制目的を達成するために適切にデザインされ、有効に運用されていることを評価した報告書(SSAE16 タイプ 2 報告書)を作成致しました。

記

1. 評価の種類： 会社が作成した記述書並びにその記述書に記載された統制目的に関連する内部統制のデザインの適切性及び運用状況の有効性の評価
2. 対象業務： 企業年金、公的年金及び法人の自己資金の運用に資するため、これらの機関投資家を中心とした顧客と投資一任契約を締結して、信託銀行に預託された顧客資産を顧客に代わって有価証券等で運用し、かつ他社へ運用を再委託する、又は、他社が運用するファンドに投資する投資運用業務(マルチアセット・マネジメント業務)
3. 基準日： 2012年12月31日
4. 対象期間： 2012年1月1日から2012年12月31日

以上

SSAE16とは

SSAE16とは、米国公認会計士協会が策定した受託業務を行う会社の内部統制の有効性を評価する保証業務基準書第 16 号のことであり、SSAE16 タイプ 2 報告書とは、会社が作成した記述書並びに独立受託会社監査人が実施した手続に基づき、会社が作成した記述書の表示の適正性、並びに当該記述書に記載された統制目的を達成するための内部統制のデザインの適切性及び運用状況の有効性に対する意見を表明した報告書を言います。

会社が、SSAE16 タイプ 2 報告書を取得することは、独立受託会社監査人による内部統制のデザインの適切性及び運用状況の有効性を評価する手続を実施することで、意思決定プロセスを説明できる、内部統制組織のデザインおよびその運用状況を確認できる、内部統制上の問題点を発見し改善につなげることができるなどのメリットがあります。

資産運用を主たる業務としている当社は、SSAE16 タイプ 2 報告書を取得することは、資産運用会社としての受託会社の責任を説明する資料の一つとして考えています。

<問い合わせ先>

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社
代表電話 03-6367-3260